

## 【不育症】

### 17. 不育症とはどういうものですか？

「妊娠は成立するが流産や死産を繰り返して生児が得られない(出産できない)状態」と定義されています。一般的には、原因の如何にかかわらず流産を2回繰り返すと不育症といいます。ここでいう流産とは、超音波検査などで妊娠が確認された後の流産を指します。妊娠反応は出たが超音波検査で胎嚢が確認されずに月経様の出血が来て妊娠が終了するものを生化学的妊娠(俗に化学流産などといわれます)といいますが、日本産科婦人科学会の定義では生化学的妊娠を流産回数に数えないことになっています。したがって、生化学的妊娠を繰り返しても不育症とはいいません。

一方、妊娠10週の大きさ(頭殿長で3cm)まで成長した後の原因不明の流産歴が1回でもある場合は、抗リン脂質抗体症候群の可能性があり、この場合は次の妊娠においても流産を起こすかも知れませんので、産婦人科で検査を受けることをお勧めします。